**業務の運営に関する規程**

事業所名　　○○○協同組合 無料職業紹介所

**第１　求　　　人**

　１　本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

　　　ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

　２　求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。

　３　求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

**第２　求　　　職**

　１　本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

　　　ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

　２　求職者が**国外**在住の場合は、取次機関を経由し、所定の求職票により、郵便、ファクシミリ又は電子メールにてお申し込みください。

　　　求職者が各在留資格に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。

**第３　紹　　　介**

　１　求職の方には、職業安定法第２条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、各在留資格の範囲内において、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

　２　求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

　３　紹介に際しては、求職者が**国外**在住の場合は取次機関を経由し求職者の方に、求職者が各在留資格に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用、電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

　４　求職の方を求人者に紹介する場合には、求職者が**国外**在住の場合は取次機関と本所にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が各在留資格に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。

　５　いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。

　６　本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

**第４　そ　の　他**

　１　本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

　２　本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

　　　また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から６箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

　３　本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。　　　　　　　　　　　　**令和4年10月1日施行**

　４　本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

　５　本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

　６　本所の取扱職種の範囲等は、（例）国内、全職種。国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介であり、求人者は組合の組合員に限定する。

　７　本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりでありますが、本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

**事業所における取扱職種と取扱地域を記載。**

**（様式第６号⑩欄の内容）を記載。**

事業所における**取扱職種と取扱地域**を記載。

（様式第６号⑩欄の内容）を記載。

年　　月　　日

代表者　〇〇　〇〇〇